

最終報告書

—議員定数の削減、議員報酬の見直し、議会改革の推進—

令和8年9月

**住田町議会
議員定数・報酬等検討特別委員会**

目 次

1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

2 特別委員会の設置及び調査・検討経過・・・・・・・・・・ P 4

特別委員会の設置/調査・検討の方法及び経過/住民との意見交換会及び
アンケート調査

3 議員定数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

委員会としての結論/現状・推移及び関係自治体との比較/議員意向及び
住民意見/再協議及び最終判断

4 議員報酬について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 18

委員会としての結論/現状・推移及び関係自治体との比較/議員意向・活
動量調査及び報酬水準の試算/住民意見・補足的検証/再協議及び最終判断

5 議会改革について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 31

委員会としての取りまとめ/今後取り組む主な議会改革/住民意見/委員
会としての最終取りまとめ

6 調査結果及び最終取りまとめ・・・・・・・・・・ P 35

調査結果の総括/定数・報酬・議会改革の一体的な位置付け/合意形成及
び意思決定/本特別委員会としての最終取りまとめ

7 今後に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 38

議員定数・議員報酬・議会改革に係る今後の対応/継続的な検証/結び

1、はじめに

地方自治体を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行をはじめ、地域課題の複雑化・多様化など、大きく変化している。こうした中、地方議会には、住民の多様な意見を町政に反映するとともに、行政運営を監視・評価し、政策提言を行うなど、住民の代表機関としてその役割を十分に果たしていくことが、これまで以上に求められている。

一方、本町議会においては、町議会議員選挙で3期連続して無投票が続いていることに加え、議員のなり手不足や今後の改選における立候補者確保への懸念など、将来にわたり議会機能を維持していく上での課題が顕在化している。また、人口規模や社会経済情勢の変化、議員に求められる活動や役割などを踏まえ、議員定数及び議員報酬が現在の状況に適したものになっているか、あらためて検証する必要性も高まっていた。

議員定数については、住民の多様な意見を反映し、議会として十分な審議・監視機能を確保する観点と、人口減少や議員のなり手不足などを踏まえた持続可能な議会体制を構築する観点の双方から、そのあり方を検討する必要がある。

また、議員報酬については、議員活動の実態や責任、社会経済情勢等を踏まえた適正な水準を検証するとともに、幅広い世代や多様な人材が議員を目指すことのできる環境の整備という観点からも、そのあり方を検討する必要がある。

こうした課題認識のもと、本町議会では、議員定数及び議員報酬を個別に捉えるのではなく、議会活動の充実、審議・監視機能の強化、情報公開及び住民との対話の充実など、今後の議会改革と一体的に検討するため、「議員定数・報酬等検討特別委員会」を設置し、調査・検討を進めてきた。

本報告書は、本特別委員会におけるこれまでの調査及び協議の経過、住民との意見交換を通じて寄せられた意見、並びに議員定数、議員報酬及び議会改革に関する検討結果を整理し、その調査結果を報告するものである。

2、特別委員会の設置及び調査・検討経過

(1) 特別委員会の設置

本町議会では、議員定数、議員報酬及び今後の議会改革について総合的に調査・検討するため、令和8年1月13日に「議員定数・報酬等検討特別委員会」を設置した。特別委員会は、議長を除く議員11名で構成（議長はオブザーバーとして全会議に出席）し、議員定数及び議員報酬のあり方に加え、今後の議会活動の充実や議会改革に関する事項について調査・協議を行うこととした。

特別委員会の概要

項目	内容
名称	議員定数・報酬等検討特別委員会
設置日	令和8年1月13日
委員	11名（議長を除く全議員）
委員長	水野 正勝
副委員長	瀧本 正徳
主な調査・協議事項	議員定数、議員報酬、議会改革に関すること

(2) 調査・検討の進め方

本特別委員会では、議員定数及び議員報酬について、単に他自治体との比較や現行制度のみを基準として判断するのではなく、本町議会の実情を把握した上で検討することを基本とした。

このため、議員に対する意向調査や議員活動量調査を実施するとともに、人口や議員定数の推移、県内及び関係自治体との比較、議員報酬の算定方法、社会経済情勢など、様々な資料を収集しながら協議を重ねた。

また、議員定数及び議員報酬の見直しについては、議会内部のみで結論を出すのではなく、検討内容を住民に説明し、意見を聴取することが重要であるとの認識から、住民との意見交換会及びアンケートを実施し、寄せられた意見をその後の最終

協議に反映した。

あわせて、議員定数や議員報酬の見直しとともに、議会活動の充実、情報公開、住民との対話、委員会活動のあり方など、今後の議会改革についても一体的に検討を進めた。

主な調査・検討方法

- ・ 議員意向調査の実施（議長を含む全議員 12 名が対象）
- ・ 議員活動量調査の実施
- ・ 人口及び議員定数の推移の検証
- ・ 県内及び関係自治体の議員定数・議員報酬等との比較
- ・ 議員報酬の算定方法及び妥当性の検証
- ・ 社会経済情勢等の確認
- ・ 議員定数・議員報酬見直しによる議会経費への影響の試算
- ・ 議会改革に関する調査・協議
- ・ 住民との意見交換会の実施
- ・ 住民アンケートによる意見聴取
- ・ 住民意見等を踏まえた再協議及び最終取りまとめ

(3) 主な調査・協議経過

時期	主な調査・協議内容
令和 8 年 1 月 13 日	特別委員会の設置、今後の進め方及び調査事項の確認
2 月 24 日	議員意向調査、活動量調査の内容について協議
3 月 13 日	議員意向調査結果の検証、議員定数・議員報酬の現状と課題について協議
4 月 7 日	議員意向調査結果の検証、議員定数・議員報酬の現状と課題について協議

時期	主な調査・協議内容
5月7日	議員活動量調査結果の検証、議員定数のあり方について協議
5月15日	議員定数のあり方、議会体制・運営について協議
5月28日	議員定数のあり方、議員報酬のあり方・妥当性について協議
6月10日	議員定数について具体的な見直し案を協議
6月12日	議員定数及び議員報酬について具体的な見直し案を協議
6月18日	議会改革の取り組み、議員報酬について具体的な見直し案を協議
6月23日	議会改革の取り組み、議員報酬について具体的な見直し案を協議
7月7日	住民との意見交換会に向けた検討及び説明資料の取りまとめ
7月13日～21日	町内5地区において、住民との意見交換会を開催するとともに、アンケート調査を実施
7月24日	住民意見及びアンケート結果を踏まえ、議員定数、議員報酬及び議会改革について最終協議
7月30日	議員定数、議員報酬について最終採決を行うとともに、議会改革を含めた最終取りまとめ
8月10日	特別委員会の最終取りまとめを踏まえ、議長、委員長及び副委員長による町長等との意見交換を実施

以上の調査、協議及び住民との意見交換等を経て、本特別委員会として議員定数、議員報酬及び議会改革について最終的な取りまとめを行った。

(4) 住民との意見交換会及びアンケート調査

各会場では、これまでの検討内容を説明するとともに、意見交換及びアンケート調査を実施した。

住民との意見交換会 開催状況

開催日	地区	会場	参加者数
令和 8 年 7 月 13 日	五葉地区	五葉地区公民館	10 名
令和 8 年 7 月 14 日	上有住地区	上有住地区公民館	8 名
令和 8 年 7 月 15 日	下有住地区	下有住地区公民館	11 名
令和 8 年 7 月 16 日	大股地区	大股地区公民館	8 名
令和 8 年 7 月 21 日	世田米地区	農林会館 多目的ホール	11 名
計	5 地区		48 名

アンケートでは、意見交換会の分かりやすさに加え、議員定数・議員報酬の見直し、議会改革、今後の議会への要望等について意見を求め、32 名から回答を得た。寄せられた意見及び集計結果は、委員会に持ち帰り、その後の最終協議における重要な検討材料とした。

※本アンケートは意見交換会参加者を対象としたものであり、町民全体の意向を統計的に推計するものではなく、検討上の参考資料として位置付けた。

3、議員定数について

(1) 委員会としての結論

本特別委員会では、議員定数について、人口及び議員定数の推移、関係自治体との比較、議員の意向、議会機能や住民代表性への影響、無投票選挙及び議員のなり手不足、住民との意見交換会及びアンケート等を踏まえ、調査・検討を重ねた。

その結果、現行議員定数 12 名を 10 名とすることが妥当であるとの結論に至った。

議員定数の取りまとめ

区分	現行	改定（案）	増減
議員定数	12 名	10 名	2 名減

以下、その検討経過及び判断に至った主な根拠について報告する。

(2) 現状及びこれまでの推移

本町議会の議員定数は、人口の推移等を踏まえ、これまでも段階的に見直しが行われてきた。平成 23 年以降は 12 名となっており、現在に至っている。

今回の検討にあたっては、人口規模のみを基準として判断するのではなく、これまでの人口及び議員定数の推移、議員 1 人当たりの住民数、県内及び関係自治体の状況などを比較するとともに、住民代表性や議会の審議・監視機能、無投票選挙の継続、議員のなり手不足など、本町議会を取り巻く実情を踏まえて検証を行った。

議員定数及び人口の推移

時期	議員定数	人口	議員 1 人当たり人口
平成 7 年（1995 年）～	20 名	7,972 人	約 399 人
平成 11 年（1999 年）～	18 名	7,616 人	約 423 人
平成 15 年（2003 年）～	16 名	7,212 人	約 450 人
平成 19 年（2007 年）～	14 名	6,697 人	約 478 人
平成 23 年（2011 年）～	12 名	6,348 人	約 529 人

時期	議員定数	人口	議員 1 人当たり人口
令和 8 年（2026 年）現在	12 名	4,501 人	約 375 人
10 名とした場合	10 名	4,501 人	約 450 人

※各年 4 月 1 日時点の人口による

（3）関係市町議会との比較

議員定数の比較にあたっては、本町議会と議長会、広域行政、組合議会等を通じて関係のある市町議会について、人口規模や議員定数等の状況を比較し、本町議会の現状を確認する上での参考とした。

自治体名	人口	議員定数	議員 1 人当たり住民数
住田町	4,501 人	12 名	約 375 人
西和賀町	4,436 人	12 名	約 370 人
平泉町	6,498 人	12 名	約 542 人
金ヶ崎町	1 万 4,999 人	16 名	約 937 人
大槌町	1 万 117 人	12 名	約 843 人
南三陸町	1 万 1,109 人	13 名	約 855 人
大船渡市	3 万 1,100 人	20 名	約 1,555 人
陸前高田市	1 万 6,645 人	16 名	約 1,040 人

※令和 8 年 4 月 1 日時点の公表人口による

比較すると、人口規模や自治体の行政区域、議会を取り巻く環境等が異なることから、議員定数を単純に比較して適正人数を判断することはできない。一方、本町は関係市町の中では議員 1 人当たりの住民数が比較的少ない水準にあることから、こうした客観的なデータについても、定数のあり方を検討する上での一つの参考材料とした。

(4) 県内で議員定数を 10 名としている町村議会との比較

議員定数を 10 名とした場合の議会規模を検証するため、岩手県において議員定数を 10 名としている町村議会の状況について比較を行った。

比較にあたっては、人口規模だけでなく、町域の広さにも着目し、人口、行政区域面積及び議員 1 人当たりの住民数を確認した。

自治体	人口	面積	議員定数	議員 1 人当たり人口
住田町（改定案）	4,501 人	334.8 km ²	10 名	約 450 人
葛巻町	5,035 人	434.9 km ²	10 名	約 504 人
田野畑村	2,763 人	156.1 km ²	10 名	約 276 人
普代村	2,214 人	69.6 km ²	10 名	約 221 人
野田村	3,780 人	80.8 km ²	10 名	約 378 人

※令和 8 年 4 月 1 日時点の公表人口による

これらを比較すると、県内において定数 10 名で議会を構成している町村には、人口規模や行政区域面積に幅がある。住田町を 10 名とした場合の議員の 1 人当たり人口は約 450 人となり、県内の 10 名議会と比較して著しく多い水準とはならない。一方、本町は比較自治体の中でも行政区域が広いことから、定数の検討にあたっては、人口規模のみならず、地域の声を把握し住民代表性を確保するための議員活動のあり方についても考慮する必要がある。

なお、本比較は、県内における 10 名議会の実例とその規模を確認するための参考としたものであり、比較結果のみをもって本町の適正な議員定数を判断するものではない。

(5) 定数を検討する上での主な観点

本特別委員会では、議員定数について、主に次の観点から協議・検討を行った。

①住民代表性と多様な意見の反映

議会は住民の代表機関であり、地域や世代、立場の異なる住民の声を幅広く市政に反映する役割を担っている。定数の見直しによって、住民の多様な意見を反映する機会や地域とのつながりが損なわれることのないよう留意する必要がある。

②議会の審議・監視機能の維持

定数を削減した場合、議員1人当たりの役割や活動範囲、委員会活動等の負担が増加することが想定される。このため、市政への監視・評価、政策提言、議案審議等、議会として必要な機能を維持できる体制とする必要がある。

③人口減少、無投票選挙及び議員のなり手不足

本町では人口減少が続くとともに、町議会議員選挙において無投票が続いている。加えて、議員のなり手不足や今後の改選における立候補者確保への懸念も生じていることから、将来にわたり持続可能な議会体制を構築する必要がある。

④議会改革との一体的な検討

定数を見直す場合には、議員一人ひとりにこれまで以上の役割と責任が求められる。そのため、委員会体制のあり方、議会活動の充実及び見える化、住民との対話の充実など、今後の議会改革と一体的に取り組む必要がある。

(6) 議員意向調査及び協議で出された主な意見

①議員意向調査

本特別委員会では、議員定数について本格的な協議を進めるにあたり、議員間の考え方を把握するため、アンケート方式による議員意向調査を実施した。

主な結果は次のとおりである。

調査項目	主な結果
現在の議員定数	「適正」5名、「判断が難しい」5名 「多い」2名
定数見直しの必要性	「見直しが必要」8名、「必要ではない」4名

調査項目	主な結果
見直す場合の方向性	「現状維持が基本」8名 「定数を削減すべき」4名
見直しにあたり重視すべき事項	「議会の審議機能やチェック機能」10名 「住民代表性や多様な声の反映」9名

※本調査は、議員間の考え方を把握し、その後の協議を進めるための参考資料として実施したものである。

意向調査では、議員定数について何らかの見直し・検証が必要との意見が多く確認された一方、見直す場合の方向性としては、現状維持を基本とする意見が多く、調査時点において定数削減が多数意見となっていたものではなかった。

また、定数を検討する上では、単に人口や議員数のみを見るのではなく、議会の審議・監視機能や、住民代表性及び多様な意見を反映する機能を重視すべきとの意見が示された。

②協議で出された主な意見

こうした意向調査の結果も踏まえ、本特別委員会では、現行定数12名を維持する考え方と、定数削減を含めて見直す考え方の双方から意見を出し合い、それぞれのメリット、デメリットについて協議を重ねた。

現行定数を維持する主な考え方

- ・ 議会の審議機能や町政への監視・チェック機能を確保するため、一定の議員数が必要である。
- ・ 住民の声を幅広く町政に反映するためには、住民代表性を十分に確保する必要がある。
- ・ 定数削減により、議員1人当たりの活動範囲や負担が増加する懸念がある。
- ・ 定数削減だけではなく、若者や女性をはじめ、多様な人材が立候補しやすい環境づくりを進める必要がある。

定数削減を含めて見直す主な考え方

- ・ 無投票選挙が続いている状況を踏まえ、現行定数を維持することが将来的にも適切か検証する必要がある。
- ・ 今後の改選において立候補者を確保できるか、定数割れも含めた懸念がある。
- ・ 人口減少や関係自治体の状況等を踏まえ、本町の実情に応じた議会体制を検討する必要がある。
- ・ 定数を見直す場合においても、議会機能を維持できる範囲で行う必要がある。

協議を通じて、定数を維持する場合、見直す場合のいずれにおいても、議員活動の見える化や住民との対話、議会活動の充実などを進める必要があることについては、共通する課題として確認された。

③定数見直しの方向性及び具体案の整理

議員意向調査及びその後の協議では、現行定数 12 名を維持する考え方と、定数を削減すべきとの考え方の双方から意見が示され、議会の審議・監視機能、住民代表性、議員 1 人当たりの負担、無投票選挙の継続、議員のなり手不足等について協議を重ねた。

こうした協議を踏まえ、令和 8 年 5 月 28 日の委員会において、まず、現行定数を維持するか、定数を削減する方向で検討を進めるかについて採決を行った。その結果、現状維持 4 名、削減 6 名となり、定数を削減する方向で具体的な検討を進めることとした。

その後、具体的な削減数について協議を行うとともに、定数を削減した場合の常任委員会の構成や運営、委員会の人数・所管、広報委員会のあり方など、議会体制への影響についてもあわせて検討した。特に、定数を 10 名とした場合においても、必要な審議・監視機能を維持できる議会体制とすることを前提に協議を進めた。

令和 8 年 6 月 12 日の委員会において、1 名削減とする案と 2 名削減とする案について採決を行った。その結果、1 名削減 5 名、2 名削減 5 名の同数となったため、委員長裁決により 2 名減とし、現行定数 12 名を 10 名とする案を具体的な検討案とし

て整理した。

なお、この 10 名案については、この段階で最終決定とするものではなく、住民との意見交換会及びアンケート調査において住民意見を聴取し、その結果を踏まえてあらためて協議することとした。

(7) 住民との意見交換会及びアンケート調査

①意見交換会で寄せられた主な意見・質疑

各会場では、定数の見直しそのものに対する意見のほか、定数削減後の議会活動や住民代表性、議員のなり手不足などについて、様々な意見・質問が寄せられた。主な論点は次のとおりである。

ア 10 名とする根拠について

- ・なぜ現行 12 名から 2 名減の 10 名とするのか、その根拠をより明確にする必要がある。
- ・人口減少を重視した判断なのか、無投票選挙や議員のなり手不足を重視した判断なのか。
- ・人口だけではなく、町域の広さや地域の状況など、住田町の実情も考慮する必要があるのではないか。

イ 住民代表性や地域の声への影響について

- ・定数を削減することで、地域声を拾い上げにくくなるのではないか。
- ・議員数が減少した場合でも、多様な住民意見を町政に反映できる体制が必要ではないか。

ウ 議会機能及び議員活動への影響について

- ・人数が減ることで、委員会活動や議員 1 人当たりの負担が増加し、現在の議会活動を十分に維持できなくなるのではないか。
- ・定数を見直すのであれば、委員会体制など議会運営のあり方についてもあわせて検討する必要があるのではないか。

エ 無投票となり手不足について

- ・ 定数を削減することで、競争選挙や新たな立候補者の確保につながるのか。
- ・ 定数の問題だけでなく、なぜ議員になりたい人が少ないのか、その要因についても考える必要がある。
- ・ 議会や議員活動の魅力を高め、多様な人材が立候補しやすい環境を整えることも重要ではないか。

②意見・質疑に対する主な説明

これらの意見などに対し、本特別委員会からは、定数削減のみをもって無投票選挙や議員のなり手不足が解決するものではなく、定数の見直しとあわせて、議会活動や委員会体制、住民との関係などを見直していく必要があるとの考えを説明した。

また、定数を見直した場合においても、住民の声を町政に反映する機能や議会の審議・監視機能を維持することが必要であり、議会体制の見直しなどを含め、議会改革と一体的に検討している旨を説明した。

あわせて、10名とする案については、人口減少のみを理由とするものではなく、無投票選挙の継続、議員のなり手不足、今後の立候補者確保への懸念、議会機能への影響など、複数の観点を踏まえたものであることを説明した。

③アンケート及び住民意見から確認された事項

アンケートでは、意見交換会の分かりやすさのほか、議員定数の見直し、議員報酬の見直し、議会改革の取り組み、今後の住田町議会に求めること等について意見を求めた。アンケートの回答者は32名であった。

議員定数に関する住民アンケートの結果

回答	人数
妥当	12名
概ね妥当	8名
判断が難しい	8名
見直しには慎重であるべき	3名

※アンケート回答者 32 名のうち、本設問の有効回答は 31 名。

意見交換会にあわせて実施したアンケートでは、定数見直し案について「妥当」または「概ね妥当」とする回答が多く、見直しの方向性について一定の理解が示された。一方で、「住田町に何人の議員が必要なのか、さらに検討すべき」「定数を削減した場合でも十分な議会活動ができることについて説明してほしい」といった意見も寄せられた。

(8) 住民意見を踏まえた再協議

住民との意見交換会及びアンケート終了後、本特別委員会では、各会場で寄せられた意見・質疑等を共有し、議員定数についてあらためて協議を行った。

最終協議では、特に、定数を 10 名とした場合においても地域の声を十分に反映できるのか、議員 1 人当たりの負担が増える中で必要な議会活動や議会機能を維持できるのかといった住民からの懸念について、あらためて確認・検討した。

また、無投票選挙や議員のなり手不足については、定数を削減することのみで解決できるものではなく、単に立候補者数にあわせて定数を見直すものではないことを確認した。その上で、現行 12 名を維持する考え方も含め、今後の議会運営や議員活動のあり方とあわせて定数の妥当性について再度協議した。

その結果、定数を見直す場合には、議員活動の充実や住民との対話、情報発信、議会体制のあり方など、議会改革と一体的に取り組むことが必要であるとの認識を共有し、これまでの検討案について最終的な意向集約を行った。

(9) 委員会としての最終判断

本特別委員会では、人口及び議員定数の推移、関係自治体との比較、議員意向調査、委員会での協議、住民との意見交換会及びアンケート、さらに住民意見を踏まえた最終協議など、一連の調査・検討を重ねてきた。

その結果、議会の審議・監視機能や住民代表性への影響に十分配慮しつつ、人口

減少、無投票選挙の継続、議員のなり手不足、今後の立候補者確保への懸念など、本町議会を取り巻く状況を総合的に勘案し、議員定数を 10 名とした場合の議会運営への影響についても検討した上で、現行の議員定数 12 名を 10 名とすることが妥当であると判断した。

本件については、令和 8 年 7 月 30 日に、議員定数を 10 名とする案について最終採決を行った。その結果、賛成 7 名、反対 3 名となり、賛成多数により、本特別委員会として現行の議員定数 12 名を 10 名とすることを決定した。

※採決は委員長を除く出席委員 10 名により行った。

4、議員報酬について

(1) 委員会としての結論

本特別委員会では、議員報酬について、現行報酬の推移、関係自治体との比較、議員意向調査、議員活動量調査、報酬水準の試算、社会経済情勢、議会経費への影響、住民との意見交換会及びアンケート等を踏まえ、現行報酬の妥当性について調査・検討を重ねた。

その結果、議長月額 32 万 5,000 円、副議長 28 万 9,000 円、議員の月額報酬を現行 19 万 6,000 円から 27 万 1,000 円とすることが妥当であるとの結論に至った。

議員報酬の取りまとめ

区分	現行	改定（案）	増減額	増減率
議長	25 万 8,000 円	32 万 5,000 円	+6 万 7,000 円	+26%
副議長	20 万 7,000 円	28 万 9,000 円	+8 万 2,000 円	+39.6%
議員	19 万 6,000 円	27 万 1,000 円	+7 万 5,000 円	+38.3%

以下、その検討経過及び判断に至った主な根拠について報告する。

(2) 現状及びこれまでの推移

本町議会の議員報酬は、これまで社会経済情勢等を踏まえながら見直しが行われてきた。議員の月額報酬は平成 10 年に 20 万 3,000 円となった後、平成 15 年に 19 万 9,000 円、平成 17 年に 19 万 6,000 円に引き下げられ、以降、約 21 年間にわたり据え置かれている。

住田町議会の議員報酬の推移

時期	議長	副議長	議員
平成 7 年（1995 年）～	24 万 8,000 円	19 万 8,000 円	18 万 6,000 円
平成 10 年（1998 年）～	26 万 8,000 円	21 万 5,000 円	20 万 3,000 円
平成 15 年（2003 年）～	26 万 3,000 円	21 万 1,000 円	19 万 9,000 円

時期	議長	副議長	議員
平成 17 年（2005 年）～現在	25 万 8,000 円	20 万 7,000 円	19 万 6,000 円

※金額は月額報酬

今回の検討にあたっては、長期間据え置かれてきたという事実のみをもって引上げの根拠とするのではなく、現在の議員活動の実態や責任、社会経済情勢等をあらためて検証することとした。

(3) 関係市町議会との比較

現行報酬の位置付けを確認するため、本町議会と議長会、広域行政、組合議会等を通じて関係のある市町議会について、議員報酬の状況を比較した。

自治体名	議長	副議長	議員
住田町	25 万 8,000 円	20 万 7,000 円	19 万 6,000 円
西和賀町	25 万 7,000 円	20 万 8,000 円	19 万 1,000 円
平泉町	27 万 1,000 円	21 万 8,000 円	20 万 3,000 円
金ヶ崎町	28 万 3,000 円	22 万 9,000 円	21 万 2,000 円
大槌町	28 万円	23 万 1,000 円	21 万 6,000 円
南三陸町	30 万 4,000 円	25 万 1,000 円	23 万 3,000 円
大船渡市	39 万 2,000 円	33 万 9,000 円	32 万円
陸前高田市	38 万円	33 万円	30 万円

※比較時点の公表額による

自治体の人口規模や行財政規模、議会活動の状況等が異なるため、報酬額を単純に比較して適正額を判断することはできないが、本町議会の現行報酬の位置付けを確認するための参考とした。

(4) 報酬を検討する上での主な観点

本特別委員会では、議員報酬について、主に次の観点から検討を行った。

①議会・議員活動の実態

本会議や委員会への出席だけでなく、議案等の調査研究、一般質問の準備、住民相談、地域活動、情報収集、資料作成など、表面からは見えにくい活動も含め、議員活動の実態を把握した上で報酬水準を検討する必要がある。

②議員としての責任及び役割

議員は、住民の代表として町政を監視・評価し、政策提言や議案審議等を行う責任を負っている。報酬についても、単なる会議出席への対価としてではなく、こうした職責を踏まえて検討する必要がある。

③議員のなり手不足と多様な人材の参画

現行の報酬水準が、若者や子育て世代、現役就労世代をはじめ、多様な住民が立候補を検討する上での一つの制約となっていないかという観点についても検討した。

④社会経済情勢及び他自治体との比較

物価や賃金等の社会経済情勢の変化、県内及び関係自治体の報酬水準についても確認し、活動量から導かれる報酬水準を補足的に検証した。

⑤議会改革との一体性

報酬の見直しを行う場合には、それに伴う責任をより明確にし、議会活動の充実、見える化、審議・監視機能の強化、住民との対話の充実など、議会改革を一体的に進める必要がある。

(5) 議員意向調査

本特別委員会では、議員報酬について本格的な協議を進めるにあたり、議員間の認識や考え方を把握するため、アンケート方式による意向調査を実施した。

主な調査結果は次のとおりである。

調査項目	主な結果
現在の議員報酬	「低い」9名、「判断が難しい」2名、「適正」1名
報酬見直しの必要性	「見直しが必要」11名
見直す場合の方向性	「引き上げ」全員
主な見直し理由	「現行報酬では担い手確保が難しい」11名 「若手・現役世代が立候補しやすくするため」9名 「社会経済環境の変化」8名
重視すべき事項	「住民の理解や意向」10名 「議員活動に要する時間や労力」9名 「他自治体との比較」3名

※本調査は、議員間の考え方を把握し、協議を進めるための参考資料として実施したものである。

意向調査では、現行報酬について見直しが必要との認識が強く示された一方、その見直しにあたっては、住民の理解や意向、議員活動に要する時間や労力等を重視すべきとの意見も多く示された。

(6) 議員活動量調査

①調査の目的及び方法

本特別委員会では、議員報酬の妥当性を検討するにあたり、本会議などへの出席日数だけでは把握することのできない議会・議員活動の実態を把握し、報酬水準を検討するための基礎資料とするため、議員活動量調査を実施した。

調査期間は、令和7年9月1日から令和8年2月28日までの6か月間とし、各議員が調査対象となる活動について、活動日及び活動時間を調査表に記録した。集計にあたっては、調査結果を2倍し、年間活動日数及び年間活動時間を算出した。

項目	内容
調査対象	全議員

項目	内容
調査期間	令和7年9月1日～令和8年2月28日（6か月間）
調査方法	各議員が活動日数・活動時間を調査表に記録し提出
主な区分	議会活動、議員活動、議会・議員活動に関係するその他の活動
年間換算	6か月間の調査結果を2倍して算出

②調査対象とした主な活動

活動量調査では、議会の会議への出席だけでなく、議員として行う調査研究、住民対応、資料作成、地域・各種行事への参加などについても、一定の基準を設けて調査対象とした。

区分	主な活動内容
議会活動（A）	本会議、全員協議会、委員会、組合議会、住民との懇談会など
議員活動（B）	法定外会議、議員間の打ち合わせ、町村議長会等の主催による研修、議員として出席する公式行事や地域・民間団体の行事など
議会・議員活動に関係する その他活動（C） ・議会活動に付随するもの	議案・関係資料の精読や研究、住民・関係機関への聞き取り、一般質問・議案審議・討論に係る資料作成、各種報告書作成、その他の調査・準備など
議会・議員活動に関係する その他活動（C） ・議員活動に付随するもの	あいさつ等の準備・文書作成、請願・陳情・住民相談への対応、住民・関係機関からの情報収集、一議員としての広報・情報発信など

③調査対象に含めなかった活動

一方、議員としての活動との区分が困難なものや、政党・選挙活動、私的な活動等については、活動量調査の対象から除外した。

- ・支持政党の集会などの政党活動

- ・ 選挙応援などの選挙活動
- ・ 私的に参加する勉強会、研修会、講演会及び自学自習
- ・ 新聞、テレビ、インターネット等による日常的な社会情勢の把握や社会勉強
- ・ その他私的な活動

④調査結果

6 か月間の調査結果を年間換算したところ、主な結果は次のとおりとなった。

区分	年間活動日数	年間活動時間	1 日当たり平均活動時間
全議員平均	141.8 日	430 時間	約 3 時間
正副議長を除く平均	136 日	402 時間	約 3 時間

調査の結果、全議員平均、正副議長を除いた議員平均のいずれについても、活動 1 日当たりの活動時間は概ね 3 時間であった。なお、本調査は 6 か月間の自己記録をもとに年間換算したものであり、議員活動のすべてを完全に数値化するものではない。このため、本特別委員会では議員報酬を検討するための重要な基礎資料の一つとして取り扱った。

※活動日数については、活動時間の長短に関わらず、調査対象となる活動を行った日を活動日として集計した。

(7) 活動量調査に基づく報酬水準の試算

報酬水準の試算にあたっては、全国町村議会議長会が示す算定マニュアルを参考に、住田町長の給料月額 67 万 5,000 円及び年間職務遂行日数 305 日（仮）を基準として、議員活動日数との比率から複数の試算を行った。

全国町村議会議長会が示す試算式

議員報酬月額の試算額

$$= \text{町長の給料月額} \times \text{議員の年間活動日数} \div \text{町長の年間職務遂行日数}$$

活動量調査に基づく主な試算

日数の捉え方	活動日数	町長職務日数 に対する割合	月額試算
年間活動実日数 (全議員平均)	141.8 日	46.5%	約 31 万 4,000 円
年間活動実日数 (正副議長以外平均)	136 日	44.5%	約 30 万円
各議員の年間活動時間を 3 時間で換算した日数の 平均値 (全議員)	133.8 日	43.8%	約 29 万 5,000 円
各議員の年間活動時間を 3 時間で換算した日数の 平均値 (正副議長以外)	122.4 日	40.1%	約 27 万 1,000 円
算定マニュアル方式 (全議員平均)	85.5 日	28%	約 18 万 9,000 円
算定マニュアル方式 (正副議長除外)	76.2 日	24.9%	約 16 万 8,000 円

試算では、活動日数の捉え方や時間換算の方法によって幅のある結果となり、現行報酬を下回るものも含まれた。したがって、一つの算定のみから機械的に報酬額を決定するのではなく、それぞれの試算方法の特性を確認しながら検討を行った。

その中で、活動量調査において活動 1 日当たりの平均時間が概ね 3 時間であったことや、一般議員の活動実態を把握する観点から正副議長を除いた平均値を用いることなどを踏まえ、年間活動時間を 3 時間で換算した 122.4 日、町長職務日数に対する割合 40.1%、月額約 27 万 1,000 円となる試算を重要な判断材料の一つとした。

(8) 試算結果を踏まえた協議と改定案の整理

協議で出された主な意見

- ・活動量調査では、自己研鑽や日常的な情報収集等が調査対象とならないこともあり、実際の議員活動の全てが数値に表れているものではない。実際の活動実態を踏まえれば、1日当たりの平均活動時間を約3時間として算定することには一定の整合性がある。
- ・活動日数による試算では30万円前後となる結果もあり、議会の持続性や今後の担い手確保を考えれば、その程度の報酬水準も考えられる。一方、現行19万6,000円からの増額幅を考えると、30万円前後への引き上げ額は大きく、慎重に判断する必要がある。
- ・議員定数を削減する場合、減員分の報酬や経費を新たな定数の議員報酬に配分する考え方も議員報酬の見直しの一つとなるが、活動実態や今後の議会のあり方を踏まえて適正額を検討すべきである。
- ・議員は兼業が可能ではあるものの、現行の報酬水準では、生活を維持するため他の仕事との両立が必要となる場合があり、特に年金等の安定した収入がない現役世代では、その傾向が強いとの意見があった。また、今回の活動量調査で1日当たりの平均活動時間が約3時間となった背景にも、議員活動と他の就労を両立している実態があるとの意見も示された。
- ・報酬を一定程度引き上げることで、他の就労に充てる時間を減らし、調査研究や住民との対話など、議会・議員活動をさらに充実させることにつながる。
- ・若者や現役世代など、今後議員を志す人が立候補を検討できる環境を整える上でも、月額27万1,000円は現実的な水準である。
- ・現行報酬が平成17年以来長期間据え置かれていることや、その間にも見直しを検討され、改定に向けた要望がなされたものの、改定には至らなかった経過もある。近年の賃金上昇等についても考慮すべき。

こうした議論を踏まえ、本特別委員会では、活動量調査から導かれた試算を基本

としながら、増額幅、議会活動の充実、今後の担い手確保、議会の持続性等を総合的に勘案し、月額 27 万 1,000 円を改定案として取りまとめ、住民との意見交換会において示すこととした。

なお議長及び副議長の報酬についても、一般議員の報酬改定案とあわせて検討した。議長及び副議長については、一般議員とは職責や活動内容が異なることから、現行の一般議員との報酬比率を見直し、岩手県内の町村議会における一般議員と議長・副議長との報酬水準の関係を参考として算定した。

その結果、一般議員月額 27 万 1,000 円、議長月額 32 万 5,000 円、副議長月額 28 万 9,000 円とする改定案を整理し、住民との意見交換会において示すこととした。

なお、この報酬改定案についても、この段階で最終決定とするものではなく、住民との意見交換会及びアンケート調査において意見を聴取し、その結果を踏まえてあらためて協議することとした。

(9) 住民との意見交換会及びアンケート調査

住民との意見交換会では、議員月額報酬を 19 万 6,000 円から 27 万 1,000 円とする検討案を中心に、議長及び副議長を含む報酬改定について、これまでの報酬の推移、議員意向調査、活動量調査、算定方法及び関係自治体との比較等を説明し、住民から意見・質疑を受けた。

住民からの主な意見

- ・ 報酬を引き上げるのであれば、それに見合った議員活動の充実や成果を示す必要がある。
- ・ 町長の給料を基準として算定する考え方や、活動日数の算出方法について疑問がある。
- ・ 報酬の見直し自体には理解できるが、金額や算定内容についてはさらに検討する必要がある。
- ・ 議員活動の内容や、議員に係る経費・処遇について、住民にさらに分かりやす

く説明する必要がある。

などが示された。アンケート詳細集計でも「活動の充実や結果をみせてほしい」「町長給料を参考にすることや日数算定に疑問」「見直しには賛成だが内容を再検討すべき」といった意見が記載されていた。

また、意見交換を通じ、本議会では政務活動費が設けられていないことが十分知られていない一方、議員も町職員と同様に岩手県市町村職員共済組合や厚生年金に加入しているとの誤解も一部に見られた。今後、活動経費や処遇について一層分かりやすく情報発信する必要性も確認された。

議員報酬に関する住民のアンケート結果

回答	人数
妥当	15 名
概ね妥当	5 名
判断が難しい	7 名
見直しには慎重であるべき	5 名

意見交換会にあわせて実施したアンケートでは、報酬見直し案について「妥当」または「概ね妥当」とする回答が多く、見直しの方向性について一定の理解が示された。

(10) 補足的な検証

①社会経済情勢

27 万 1,000 円という水準については、活動量調査を基礎として検討したものであるが、その妥当性を補足的に確認するため、現行報酬となった平成 17 年以降の社会経済情勢の変化についても確認した。

項目	平成 17 年	令和 7～8 年	変化
消費者物価指数（総合）	95.2	111.9	+17.5%
岩手県最低賃金	608 円	1,031 円	+69.6%

項目	平成 17 年	令和 7～8 年	変化
国家公務員初任給（大卒）	17 万 200 円	24 万 1,500 円	+41.9%
住田町職員初任給（大卒）	17 万 200 円	22 万 1,600 円	+30.2%
住田町議員報酬	19 万 6,000 円	19 万 6,000 円	0%
今回の改定案	19 万 6,000 円	27 万 1,000 円	+38.3%

これらは議員報酬を直接算定する基準としたものではなく、活動量調査から導いた報酬水準を社会経済情勢の面から補足的に検証する資料として位置付けた。

②議員報酬等に係る年間経費への影響

また、報酬改定については、月額報酬だけでなく、議員定数を 10 名とした場合の年間経費への影響についても確認した。

区分	現行	改定案（目安）
議員定数	12 名	10 名
報酬年額（全議員分）	2,910 万円	3,338 万 4,000 円
内訳（議長）	309 万 6,000 円	390 万円
（副議長）	248 万 4,000 円	346 万 8,000 円
（正副議長を除く議員分）	2,352 万円	2,601 万 6,000 円
期末手当年額（全議員分）	976 万 624 円	1,119 万 7,540 円
内訳（議長）	103 万 8,450 円	130 万 8,124 円
（副議長）	83 万 3,174 円	116 万 3,224 円
（正副議長を除く議員分）	788 万 9,000 円	872 万 6,192 円
合計	3,886 万 624 円	4,458 万 1,540 円
差額		+572 万 916 円

※改定案は、議長月額 32 万 5,000 円、副議長 28 万 9,000 円、議員月額 27 万 1,000 円として試算。

※期末手当は、現行の支給条件を前提とし、報酬月額に 15%を加算した額に 175%

を乗じ、年2回支給するものとして試算した。(年間を通じて在職する場合)

※議員報酬及び期末手当の試算であり、「議会費」全体を示すものではない。

(11) 住民意見を踏まえた再協議

住民との意見交換会及びアンケート終了後、本特別委員会では、寄せられた意見・質疑等を共有し、議員報酬月額27万1,000円を中心とする、議長及び副議長を含む報酬改定案についてあらためて協議を行った。

最終協議では、住民から意見のあった町長給料を基準とする考え方や活動日数の算定方法、現行報酬からの増額幅などについてあらためて確認した。算定方法には様々な捉え方がある一方、本町議会が実施した活動量調査によって確認された活動実態を基礎として試算したものであり、27万1,000円とする水準には一定の妥当性があるとの意見が示された。

また、現行19万6,000円からの増額幅が大きいことを踏まえ、一度に27万1,000円とするのではなく、数年をかけて段階的に引き上げる方法についても検討した。一方、段階的な引き上げでは中間的な報酬額を設定する明確な根拠が乏しくなることや、これまで長期間にわたり改定に至らなかった経過、今後の若い世代や新たな担い手の参画環境を考慮すれば、見直しをさらに先送りするべきではないとの意見が出された。

さらに報酬の引き上げにあたっては、議会・議員活動をこれまで以上に充実させ、その活動内容や成果を住民に分かりやすく示すことが必要であること。また、改定による財政負担についても十分な説明責任を果たしていく必要があるとの認識が共有された。

こうした議論を踏まえ、段階的な引き上げではなく、これまでの活動量調査及び各種試算をもとに整理した報酬改定案について、最終的な意向集約を行った。

(12) 委員会としての最終判断

本特別委員会では、現行報酬及びこれまでの推移、関係自治体との比較、議員意向調査、議員活動量調査、複数の報酬水準の試算、社会経済情勢、報酬改定による年間経費への影響、住民との意見交換会及びアンケート、さらに住民意見を踏まえた再協議など、一連の調査・検討を重ねてきた。

その結果、特に議員活動量調査によって確認された活動実態を重視するとともに、現行報酬からの増額幅、議会・議員活動の充実、今後の担い手確保、議会の持続性等を総合的に勘案し、議員の月額報酬を現行 19 万 6,000 円から 27 万 1,000 円とすることが妥当であると判断した。

本件については、住民との意見交換会及びアンケートで寄せられた意見を踏まえ、算定方法や増額幅、段階的な引き上げの是非、報酬改定による財政負担等についてあらためて協議した上で、令和 8 年 7 月 30 日に、議長 32 万 5,000 円、副議長 28 万 9,000 円、議員の月額報酬を 27 万 1,000 円とする案について最終採決を行った。その結果、賛成 9 名、反対 1 名となり、賛成多数により、本特別委員会として当該報酬改定案を結論とした。

※採決は委員長を除く出席委員 10 名により行った。

5、議会改革について

(1) 委員会としての取りまとめ

本特別委員会では、議員定数及び議員報酬のあり方とあわせ、今後の住田町議会に求められる議会改革について調査・協議を行った。

今回の検討は、単に議員定数や議員報酬を見直すことのみを目的とするものではなく、住民に開かれ、信頼され、将来にわたりその役割を十分に果たすことのできる議会を構築するため、議会活動の充実、情報発信、住民との対話、審議・監視機能の強化等を一体的に進めることを基本とした。

その結果、次の取り組みについて、今後の議会改革の主な方向性として推進していくこととした。

議会改革の主な取りまとめ

区分	主な取り組み
議会運営の基本	議会基本条例の制定に向けた検討
議会の見える化	本会議のインターネット録画配信
審査過程の公開	予算・決算審査特別委員会の放映、配信
委員会活動の充実	常任委員会活動のさらなる充実
I C Tの活用	タブレット等を活用した議会活動の充実
審議・審査機能の強化	質疑回数制限等の見直し
住民との対話	住民懇談会・意見交換等の継続と充実

(2) 議会改革を検討した背景と基本的な考え方

本特別委員会では、議員定数を見直した場合においても、住民の声を町政に反映する機能や、議会としての審議・監視機能を低下させることがあってはならないとの認識を共有した。

また、議員報酬の見直しについても、単なる処遇改善にとどまるものではなく、議会・議員活動をこれまで以上に充実させ、その活動内容や成果を住民に分かりや

すく示していく責任を伴うものである。

このため、定数及び報酬の見直しと議会改革を相互に関連するものとして捉え、議員一人ひとりの活動の質を高めるとともに、議会全体としての機能を維持・向上させることを、今後の議会改革の基本的な考え方とした。

(3) 今後取り組む主な議会改革

①議会基本条例の制定に向けた取り組み

議会の役割及び責務、議員の責務、住民との関係、町長等との関係、議会運営の基本原則など、住田町議会としての基本的な考え方を明確にするため、議会基本条例の制定に向けた調査・検討を進める。

②本会議のインターネット配信

本会議について、インターネットによる録画配信を行い、議場に足を運ぶことが難しい住民も、時間や場所を問わず議会の審議内容を確認できる環境の整備を進める。

③予算・決算審査特別委員会の放映・配信

町の新年度当初予算及び決算に係る審査過程を住民により分かりやすく伝えるため、住田テレビによる放映やインターネットによる録画配信について検討し、議会審査の見える化を進める。

④常任委員会活動の充実

常任委員会について、定例的・継続的な活動をさらに進め、所管事務調査、政策課題の調査研究、現地調査等を充実させ、委員会活動の活性化を図る。

⑤ＩＣＴの活用

タブレット端末等を活用し、会議資料や調査研究資料のペーパーレス化、オンライン会議・研修への活用を進め、より効率的かつ効果的な議会活動につなげる。

⑥質疑回数制限の見直し

議案審議や予算・決算審査における質疑のあり方について検証し、論点を十分に

掘り下げることのできる審議・審査を検討する。

⑦住民との対話・意見反映の充実

住民との懇談会を継続するとともに、若者や女性、現役世代などを含む多様な住民の声をさらに議会活動に反映するため、意見聴取や情報発信のあり方について検討し改善を図る。

(4) 住民との意見交換会及びアンケート調査

住民との意見交換会では、議員定数及び議員報酬の見直しとあわせて、今後の議会改革案について説明し、住民から意見を聴取した。

議会改革に関する住民のアンケート結果

回答	人数
必要	21 名
概ね必要	5 名
判断が難しい	0 名
慎重に検討すべき	3 名

※アンケート回答者 32 名のうち、本設問の有効回答は 29 名。

アンケートでは、「必要」または「概ね必要」とする回答が 26 名となり、議会改革を進める方向性について、高い割合で必要性が示された。

また、「今後の住田町議会に求めること」では、議員活動の内容や役割の明確化、多様な人材が立候補しやすい環境づくり、町政へのチェック機能の強化、住民との懇談会などの地域課題を把握する取り組みの充実などが多く挙げられた。

一方で、「自分たちの議員活動を踏まえて十分に議論した案なのか」「現在の課題をより明確にすべき」といった意見も寄せられており、改革を掲げるだけでなく、今後具体的な取り組みとして実行していくことが求められている。

(5) 委員会としての最終取りまとめ

住民との意見交換会及びアンケート終了後、本特別委員会では、寄せられた意見等を共有し、議会改革についてあらためて協議を行った。

議会改革については、住民からその必要性について高い割合で理解が示されており、本特別委員会としても、これまで整理してきた改革項目を今後の住田町議会に必要な取り組みとして位置付けることを確認した。

今回取りまとめた議会改革は、議員定数及び議員報酬の見直しに単に付随するものではなく、住民代表性や議会機能を維持・向上させ、住民に開かれ、信頼される議会を構築していくための重要な取り組みである。

以上を、本特別委員会における議会改革に関する最終的な取りまとめとする。

6、調査結果及び最終取りまとめ

(1) 調査結果の総括

本特別委員会は、令和8年1月13日の設置以降、議員定数、議員報酬及び今後の議会改革について、本町議会を取り巻く現状や課題を踏まえながら、調査・協議を重ねてきた。また、町内5地区で住民との意見交換会及びアンケート調査を実施し、寄せられた意見を踏まえ再協議を行った。

調査・検討にあたっては、人口及び議員定数の推移、関係自治体との比較、議員意向調査、議員活動量調査、議員報酬の算定方法及び社会経済情勢等の検証を行うとともに、今後取り組むべき議会改革について最終的な取りまとめを行った。

以上の調査・検討の結果、本特別委員会として次のとおり取りまとめた。

本特別委員会の最終取りまとめ

項目	現行	本特別委員会の取りまとめ
議員定数	12名	10名 とすることが妥当。
議員報酬	議員 19万6,000円（月額） 議長 25万8,000円（月額） 副議長 20万7,000円（月額）	議員 27万1,000円（月額） 議長 32万5,000円（月額） 副議長 28万9,000円（月額） とすることが妥当。
議会改革	—	議会基本条例の制定に向けた検討をはじめ、議会の見える化、委員会活動の充実、ICTの活用、審議・監視機能及び住民との対話の充実等を推進。

(2) 議員定数、議員報酬及び議会改革の一体的な位置付け

本特別委員会では、議員定数、議員報酬及び議会改革について、それぞれを個別の課題として捉えるのではなく、将来にわたり住田町議会の機能を維持・向上させるため、一体的に検討してきた。

議員定数の見直しにより、議員一人ひとりには、これまで以上に幅広い役割と責任が求められる。一方、議員報酬については、現在の議員活動の実態を踏まえた適正な水準を確保するとともに、若者や現役世代をはじめ、多様な人材が議員を目指すことのできる環境を整えていくことも重要である。

また、定数及び報酬の見直しを実効あるものとするためには、議会・議員活動の充実、審議・監視機能の強化、情報発信、住民との対話、委員会活動の充実など、議会改革を継続的に進めていく必要がある。

このため、今回取りまとめた「議員定数 10 名」「議員報酬の見直し」「議会改革の推進」については、それぞれ独立した見直しではなく、住田町議会が将来にわたり住民の代表機関としてその役割を十分に果たしていくための、一体的な取り組みとして位置付けるものである。

(3) 合意形成及び意思決定

本特別委員会では、議員定数及び議員報酬について、調査開始当初から委員間の考え方が一様であったものではなく、それぞれ異なる意見や慎重な意見も示された。

このため、議員意向調査や各種資料に基づく協議を重ねた上で検討案を整理し、その内容を住民との意見交換会において説明するとともに、広く意見を聴取した。その後、寄せられた住民意見を委員会に持ち帰り、当初の検討案を前提とすることなく、定数については現状維持、報酬については段階的な引き上げ等の選択肢も含めてあらためて協議を行った。

その上で、議員定数及び議員報酬については、最終採決を行い、賛成多数により本特別委員会としての結論を取りまとめた。

今回の意思決定においては、全会一致には至らなかった事項についても、異なる意見や懸念を含めて検討経過を共有し、可能な限り合意形成を図った上で、委員会として最終的な判断を行ったものである。

(4) 本特別委員会としての最終取りまとめ

本特別委員会では、以上の調査・検討及び住民との意見交換等を通じ、本町議会の現状と今後のあり方について多角的に検証を行ってきた。

その結果、議員定数については10名とすること、議員報酬については、第4章に示す報酬改定案が妥当であるとの結論に至るとともに、今後取り組むべき議会改革について、その方向性を整理した。

これらの取りまとめは、単なる議員数や報酬額の変更を目的とするものではなく、住民の声を町政に反映し、町政を監視・評価するとともに、政策提言を行うという議会本来の役割を将来にわたって果たしていくため、住田町議会全体のあり方を見直すものである。

以上を、本特別委員会の調査結果及び最終取りまとめとする。

7、今後に向けて

(1) 議員定数に係る今後の対応

本特別委員会では、議員定数について、現行 12 名を 10 名とすることが妥当であるとの結論を取りまとめた。

今後は、本報告書における調査結果及び本特別委員会としての結論を踏まえ、議員定数の改定に係る条例改正について、令和 8 年 12 月定例会で行うこととした。

条例改正の時期については、今後の議会日程や必要な準備等を踏まえて適宜対応することとし、必要に応じて、12 月定例会までの間の臨時会における条例改正も視野に入れるものとする。

なお、改定後の議員定数 10 名については、次回の町議会議員一般選挙から適用することを基本とする。

また、議員定数を 10 名とした場合の議会運営に支障が生じることのないよう、定数改定に伴う議会体制や常任委員会の構成・所管・運営のあり方について、今後随時協議・検討を進める。

その結果、委員会条例等の改正が必要となる場合には、令和 9 年 6 月までに必要な条例改正及び体制整備を行い、新たな議員定数のもとで円滑に議会運営を行うことのできる体制を整えることとした。

(2) 議員報酬に係る今後の対応

本特別委員会では、議長、副議長及び議員の報酬について、第 4 章に示す改定案が妥当であるとの結論を取りまとめた。

今後は、本報告書を議長に提出し、本特別委員会における調査・検討結果及び取りまとめ内容を踏まえ、特別職報酬等審議会での審議をはじめ、報酬改定に必要な所要の手続きにつなげていくことが必要である。

議員報酬の最終的な改定については、今後の審議及び所要の手続きを経ることと

なるが、本特別委員会としては、本報告書で整理した議員活動の実態、報酬水準の算定根拠、住民意見等について十分な説明がなされ、適切な審議につながることを求める。

また、報酬改定の適用時期については、議員定数の見直し及び今後の議会体制の一体性を踏まえ、次回の町議会議員一般選挙後の新たな任期から適用することが適当であるとの考えを、本特別委員会として共有した。報酬の改定は、今後、特別職報酬等審議会での審議等を経て、町当局において条例改正案が検討されることとなるため、その検討にあたっては、本特別委員会の考え方を踏まえた対応がなされることを要望する。

(3) 議会改革に係る今後の対応

本特別委員会で取りまとめた議会改革に関する事項については、特別委員会の調査終了後、議会運営委員会に引き継ぎ、同委員会が主導して具体化及び実施に向けた調査・協議を進めることとした。

各改革項目については、実施可能なものから速やかに着手する一方、議会基本条例など、一定の調査・研究や議員間の合意形成を要するものについても、他の取り組みと並行して継続的に検討を進める。

また、実施した改革についても、その効果や課題を検証し、必要に応じて改善を図りながら、継続的な議会改革につなげていくものとする。

なお、改革項目の具体化にあたり、町当局との協議・調整を要する事項については、必要な協議を行いながら実施に向けた検討を進めるものとする。

(4) 今後の継続的な検証

今回の議員定数及び議員報酬の見直しは、一度結論を出すことをもって終了するものではない。

今後も、人口動態、議員のなり手や立候補状況、議会・議員活動の実態、住民意

見、社会経済情勢等の変化を把握しながら、議員定数及び議員報酬が本町議会の実情に適したものとなっているか、必要に応じて検証を行っていくことが重要である。

また、議会改革についても、取り組みを実施すること自体を目的とするのではなく、議会活動や住民との関係、審議・監視機能等がどのように改善されたかを確認し、さらなる見直しにつなげていく必要がある。

議会を取り巻く環境は今後も変化することが想定されることから、議会自らがその時々状況を検証し、必要な見直しを行う姿勢を継続していくものとする。

(5) 結びに

本報告書で取りまとめられた内容を具体的な制度改正や議会改革につなげるとともに、その成果についても継続的に検証し、住民の声をより広く町政に反映し、住民に開かれ、信頼される議会を目指して取り組んでいくことが求められる。

最後に、本特別委員会の調査・検討にあたり、住民との意見交換会やアンケートを通じて貴重な意見を寄せていただいた皆様をはじめ、調査にご理解とご協力をいただいた関係各位に対し、感謝申し上げます。

以上、住田町議会会議規則第 77 条の規定により、本特別委員会の調査結果を報告する。